

審 査 基 準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。
なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員が各々評価した結果の合計点を算出し、これを平均したものを当該提案者の得点とする。

III 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者から順に採択案件を決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 本事業の目的及び趣旨との整合性があり、実現性・妥当性があるか。
- ② 先行する事例や研究などを踏まえ、的確な研究目的及び研究の意義が示されているか。
- ③ 研究仮説（具体的目標と目標達成のための取組）が明確に示されているか。
- ④ 文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進、文化政策における研究者ネットワークの構築に資する内容となっているか。
- ⑤ 研究成果について、関係者内外に広く共有するよう計画されているか。
- ⑥ 事業計画に際して、妥当な経費が計上されているか。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当するメンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績・役割分担・連携方策が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制であるか。
- ② 業務管理が適切に遂行できる体制を有しているか。
- ③ 研究の実施スケジュールが適切かつ妥当であるか。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

V 評価基準

- 1 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

〔最低評価基準〕

20点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

- 2 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと）＝1点
- ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと）＝1.5点
- ・ 認定段階3＝2点
- ・ プラチナえるぼし認定＝3点
- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改

正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 1点

- ・ トライくるみん認定=1.5点
- ・ くるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 1.5点
- ・ くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 1.5点
- ・ プラチナくるみん認定=3点

- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ ユースエール認定=2点
- 上記に該当する認定等を有しない=0点